

西東京市第 2 次みどりの基本計画進捗状況等管理表（令和 7 年度実績）

※評価：A：計画通り順調に進んでいる、B:計画にやや遅れが出ているが、進んでいる、
C:計画に大きく遅れが出ているが、進んでいる、D:未実施、全く進んでいない

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度 の取組 予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度 の取組 状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度 の取組 予定（R8.4.1時点）
		みどりをまもる								
		屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全								
1	—			重点施策 特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定	都市緑地法に基づき、豊かなみどりを未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定する制度として特別緑地保全地区や緑地保全地域などがあります。市内には 2 か所の特別緑地保全地区、2 か所の緑地保全地域が指定されています（令和 5（2023）年現在）。これらの制度を引き続き活用し、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組むとともに、歴史文化や環境、防災面等での価値の評価を含めて、新たな指定を行う際の効果検証を行います。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。	今後は、関係団体との連携や専門家から意見を参考にしながらガイドラインに基づいた保全・活用に努めていく。また、ガバメント・クラウドファンディングなどに取り組んでいくほか、施設の一般開放日を週 1 回とし、時間帯の拡充にも取り組む。	ガイドラインに基づく保全・活用として、ガバメントクラウドファンディングを令和 7 年11月 1 日～令和 8 年 1 月31日の期間で実施した。目標金額170万円に対して213万8千円の寄附があった。寄附金については、樹木剪定費に利用した。一般開放を毎週金曜日の午前10時～午後 4 時に実施した。総来場者数は、1,637人だった。	A	みどり公園課	関係団体との連携や専門家から意見を参考にしながらガイドラインに基づいた保全・活用に努めていく。また、専門家やボランティアと連携し、樹木の維持・管理を行いつつ、建築物（母屋、離れ、蔵、井戸屋形）のさらなる活用に向け、大規模修繕に向けた確認対応を進める予定。
2	—			文化財の指定や登録	市内には貴重な文化財が残されており、国指定のものとして下野谷遺跡や玉川上水、小金井（サクラ）などが、東京都指定のものとして田無神社本殿・拝殿などが、その他市指定の文化財として社寺や樹木などがあります。また、国登録文化財の建物もあります。文化財にはみどりと一体となったものが多く、歴史文化資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。	文化財とみどりを守るために、下野谷遺跡においては更なる史跡地の指定の他、既史跡指定地の管理・保全を続ける。また、玉川上水、小金井（サクラ）については継続して保全にあたりとともに、市民の関心を高める事業を行う。また、鎮守の森、屋敷林といった文化的景観におけるみどりと一体化した文化財の保護に取り組む。	下野谷遺跡をはじめとした文化財におけるみどりの保全を図るため、国や都と連携し樹木に対する害虫対処や剪定のほか、下野谷遺跡の史跡追加指定等を行った。また、指定100周年を迎える国名勝小金井（サクラ）の解説会や、文化的景観における屋敷林にて市民の関心を高めるイベントを実施した。	A	地域学習推進課	文化財とみどりを守るために、下野谷遺跡においては更なる史跡地の指定の他、既史跡指定地の管理・保全を続ける。また、玉川上水、小金井（サクラ）については継続して保全にあたりとともに、市民の関心を高める事業を行う。また、鎮守の森、屋敷林といった文化的景観におけるみどりと一体化した文化財の保護に取り組む。
3	保存樹木 900本 保存樹林 20,000㎡ 保存生垣 7,700m			保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定	大きく成長した樹木や、連続的に形成されたみどりは、地域にとって特徴的なみどりの空間を形成します。こうした一定の高さや規模を満たした樹木・樹林・生垣については、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、その維持管理に対する支援を継続します。特に保存樹木・保存生垣については指定件数が減少する傾向にあるため、制度を周知することにより、指定件数の水準の維持・向上に努めます。	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。	保存樹木（指定24本、解除34本）、保存生垣（指定 8 箇所、解除 8 箇所）、保存樹林（指定 0 箇所、解除 1 箇所）だった。全体として解除件数が増えているので、市報、HP等を活用して周知を行った。	B	みどり公園課	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。
		都市農地の保全								
4	—			生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市内にある貴重な都市農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、緑地として周辺の気温を下げてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、まちの景観資源として存在価値を発揮します。また、防災機能としては災害時の一時避難場所としても機能するほか、台地上では雨水涵養機能を、河川付近では遊水機能をもつ等多面的な機能を有しています。このような都市農地を保全していくために、生産緑地制度・特定生産緑地制度を活用するとともに、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進し、都市農地が維持されるように支援します。また、都市計画マスタープランにおける「農住環境共存ゾーン」の位置づけについても考慮して、施策に取り組めます。	農地の多面的機能への理解を深めるため、農業者や庁内関係部署と連携し、市民向けイベントを実施する。	マルシェ等のイベント時に農地の多面的機能についてのパネル展示を行い、市民への周知を行った。農業者と援農ボランティアのマッチングについては、4 軒（延べ 9 回）実施した。	A	産業振興課	農地の多面的機能について、農のアカデミー体験実習農園やマルシェ等のイベントを実施します。また、農業者と援農ボランティアのマッチング事業などについて農業者や庁内関係部署と連携し実施します。
	—					制度を活用した都市農地の保全を継続する。	生産緑地地区の指定を継続的に行った。生産緑地地区の指定期日を延長する特定生産緑地の指定手続き、制度の周知等について、積極的に取り組んだ。	A	都市計画課	制度を活用した都市農地の保全を継続する。
5	—			援農ボランティアとの連携	労働力の不足している農家の手伝いや、農業者と市民との交流、農業への理解を深めてもらうことを目的として、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定事業の活用を推進します。	引き続き、東京の青空塾の活用と農のアカデミー体験実習農園での活動を通し、農業者と援農ボランティアのマッチングを図る。	昨年に引き続き、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定事業「東京の青空塾」の活用を推進し、認定者には市で実施している「農のアカデミー体験実習農園」での活動を紹介し、援農のスキルアップを図った。また、農のアカデミーの活動の一環として農業者の援農活動も実施した。	A	産業振興課	引き続き、東京の青空塾の活用と農のアカデミー体験実習農園での活動を通し、農業者と援農ボランティアのマッチングを図ります。

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度 の取組 予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度 の取組 状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度 の取組 予定（R8.4.1時点）
6	99ha			農地賃借の促進	高齢化等により所有者が営農することが困難になっても、農地として維持されるように都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づく農地賃借を促進します。農地賃借を促進するため、安心して賃借できる体制を整える必要があることから、所有者や賃借希望者の情報を整理して双方に情報提供を行いながら、多様な農地の活用を促進します。	引き続き貸し手、借り手の相談を受けながら、マッチングを行う。	産業振興課、ＪＡ東京みらい、農業委員会が連携し、都市農地有効活用連絡会を開催し、情報共有を図った。農地の賃借の相談を受け、令和7年度は1件の農地賃借が成立し、農地賃借は延べ19件となった。	A	産業振興課	引き続き貸し手、借り手の相談を受けながら、マッチングを行う。
			生物多様性の向上に資する生態系の保全・再生							
7	—			市民協働での生態系の調査・観測	市民協働での生態系の調査・観測を推進します。例えば、市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が形成されています。石神井川は、湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、生態系が戻りつつあります。こうしたみどり周辺の生き物の生息状況について、石神井川の水生生物調査等を実施しながら観測を続けていきます。	年2回の野鳥観察会を継続する他、生物多様性の普及を目的とした環境講座（市内自然共生サイト、小金井公園の見学）を企画し、実施する。 市として年2回（夏季、冬季）の石神井川の水生生物調査を継続して実施し、生物相の把握に努める。	年2回の野鳥観察会を実施した。また、生物多様性の普及を目的とした環境講座（市内自然共生サイト見学、小金井公園の見学）を実施した。 市として年2回（夏季、冬季）の石神井川の水生生物調査を実施した。	A	環境政策課	年2回の野鳥観察会を継続する他、生物多様性の普及を目的とした環境講座を企画し、実施する。 市として年2回（夏季、冬季）の石神井川の水生生物調査を継続して実施し、生物相の把握に努める。
8	—			<u>重点施策</u> 武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理に努めます。特に西原自然公園では、生物多様性については現状の環境を維持していくことを目標に、西原自然公園植生管理計画に基づき、市民協働で萌芽更新に取り組むなど、樹林の再生・維持管理に努めています。このような周辺の公園とは異なる機能をもつ公園を、引き続き維持管理します。	引き続き、西原自然公園植生管理計画に基づき、萌芽更新等を実施する。また、昨年度に引き続き、市民協働で自然豊かな西原自然公園の維持管理に努める。	西原自然公園植生管理計画に基づき、萌芽更新等を市民協働により実施した。また、ナラ枯れ対策も行い、樹林の適切な維持管理に努めた。	A	みどり公園課	令和8年度は、西原自然公園植生管理計画に基づき、萌芽更新等を実施する。また、昨年度に引き続き、市民協働で自然豊かな西原自然公園の維持管理に努める。
9	—			学校ビオトープの維持管理	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池があり、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。けやき小学校では、民間企業や市民団体等と連携し、総合学習の一環として、ひょうたん池のかいぼり作業を行いました。自然環境教育と連動させながら、このような活動を継続します。	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池がある学校があり、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。	学校教育活動において、樹木や、ビオトープとなる池などを活用し、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ることができた。	A	教育指導課	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池がある学校があり、授業や放課後等の時間を活用し、生態系の拠点の一つとして児童や保護者と共に保全と活用を図ります。
10	保存樹木 900本 保存樹林 20,000㎡ 保存生垣 7,700m			生態系の拠点となる民有地の保全	屋敷林や雑木林、社寺林などのまとまったみどりの空間は生き物にとって重要な住処となります。適切な手入れを行うことで、多様な環境が創出され、生物多様性を確保することができることから、保存樹木・保存樹林などへの補助制度や西東京市山林保全協定などを活用しながら、このような空間の維持管理に努めます。	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。	保存樹木（指定24本、解除34本）、保存生垣（指定8箇所、解除8箇所）、保存樹林（指定0箇所、解除1箇所）だった。全体として解除件数が増えているので、市報、HP等を活用して周知を行った。	B	みどり公園課	引き続き市報、HP、SNS等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。
			協働による公園・緑地の維持管理							
11	—			指定管理者制度の活用・拡充	一部の公園・緑地の管理においては、指定管理者制度（民間事業者や団体等に公の施設を管理させる制度）が活用されており、この制度を引き続き推進します。制度の利用においては、単独施設ではなく、複数の施設に対して包括的に制度を活用し、地域や事業者が連携しやすいよう配慮します。また、事業者・行政・地域が円滑なコミュニケーションが取れるように体制を構築します。	これまで行ってきた指定管理者制度拡充のための検討を踏まえ、管理対象を市内全域に拡大をして令和8年度からの第三期となる指定管理期間の指定管理者の選定を実施する。	指定管理者の公募を行い、指定管理施設を55公園から282公園に拡充を行った。今後は、指定管理者・行政・地域がより円滑なコミュニケーションが取れるような体制の構築に努めた。	A	みどり公園課	令和8年度より指定管理者による市内全域の市立公園の管理を開始し、民間事業者のノウハウを活かした公園管理により、市民サービスの向上や維持管理の効率化を図る。
12	公園管理協力会員 1,400人			<u>重点施策</u> ボランティア等との連携による体制の構築	市内各地の公園でボランティアが活動しており、公園管理協力会員としての登録制度や高橋家屋敷林保存会、西原自然公園を育成する会、西東京自然を見つめる会などの団体があるほか、市民協働で管理する花壇などがあります。これらの活動を引き続き支援するとともに、ボランティア養成講座の充実など、団体やボランティアの育成に向けた取組を実施します。	引き続き、広報の周知の充実に努める。また、公園管理協力会員としての登録団体の活動を支援するために、ボランティア養成講座でも花壇のトレンドを踏まえた、講義を実施する。	市報、SNS、HP等で市民への周知を図るほか、市民まつりにおいてもチラシ配布による活動を行った。また、ボランティア養成講座においてもトレンドの花や夏に強い花苗の紹介、ワークショップの実施により参加者に公園でのボランティア活動に興味を持ってもらえる機会とした。	A	みどり公園課	HPで各花壇のボランティア団体の活動内容を紹介するなど、広報の充実に努める。また、公園管理協力会員としての登録団体の活動を支援するために、ボランティア養成講座でも花壇のトレンドを踏まえた講義を実施する。
			みどりを整える							
			老朽化した公園・緑地の再整備							
13	—			老朽化した公園の再整備	市立公園の約4割は、30年以上前に供用開始されたものであり、施設等の老朽化が進んでいます。こうした公園施設について西東京市公共施設等総合管理計画と連携しつつ、施設長寿命化の考え方のもと予防保全型管理にも取り組みながら、老朽化した施設の更新を図ります。大きな公園の再整備にあたっては、市民ニーズを聴取する方法や機会を取り入れて進めます。	引き続き、令和5年度に策定した公園改修計画に基づいて遊具等公園施設について補修・修繕を実施し長寿命化を図る。	西東京市公園改修計画に基づき、砂場の枠やロッキング遊具をはじめとした劣化している遊具の補修・修繕を実施した。	A	みどり公園課	引き続き、令和5年度に策定した公園改修計画に基づいて遊具等公園施設について補修・修繕を実施し長寿命化を図る。

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度 of 取組予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度 of 取組状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度 of 取組予定（R8.4.1時点）
14	—			公園機能の再編	市立公園のなかには、周辺地域の人口構成の変化により、設置当時とは地域のニーズが変化したものもあります。魅力的な公園を生み出していくためにも、故障や耐用年数の観点から設備を撤去更新する際には、機能を再編する視点を取り入れて、利用者ニーズや、地域の中の近隣の公園同士の機能分担を考えながら、必要な設備の設置を検討します。 【西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）の際のワーキングや市民アンケート等で提案された方向性】 ○都市農業、食、健康、アート、歴史文化といった多くの市民が関心を持てるような分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくり ○設備の配置ではなく、機能や使い方をベースに設計する公園づくり（植物や動物と触れ合い、生物多様性を感じられる/市民活動や、民間企業の事業フィールドとして活用しやすい/運動やスポーツ、散歩などレクリエーションができるなど） ○使いやすさや担い手の確保・育成、管理コストなど持続性を内包した公園づくり	引き続き、西東京市公園改修計画に基づいた遊具等の公園施設更新の際、単純更新ができない場合は利用者ニーズを把握し、更新の方向性について検討する。	西東京市公園改修計画に基づいた遊具等の公園施設更新を行ったものの、単純更新が困難な遊具なし。	A	みどり公園課	引き続き、西東京市公園改修計画に基づいた遊具等の公園施設更新の際、単純更新ができない場合は利用者ニーズを把握し、更新の方向性について検討する。
	—									
			街路樹・植栽の再生							
15	—			街路樹・植栽の適切な維持管理	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、緑陰を作ってヒートアイランド現象への対策に貢献したり、連続的な景観を形成したり、騒音の障壁や大気汚染の抑制、延焼防止の機能なども有している重要なみどりでです。こうした街路樹・植栽について、日常的な交通の安全面に支障をきたさず、道路環境の充実を図れるよう適正な維持管理を行います。	令和 6 年度に引き続き適切な時期かつ規模で剪定を行い、必要に応じて補植を行う。	日常的な維持管理をする中で夏場は、日陰をつくるため樹木の葉を落としすぎないように樹形を踏まえた維持管理を実施。秋は、枯れ葉で歩道等に支障をきたすため、夏から秋に移るタイミングで剪定等を実施した。	A	道路課	令和 7 年度に引き続き適切な時期かつ規模で剪定を行い、必要に応じて補植を行う。
			みどりをつくる							
			みどりのネットワークの形成							
16	—			街路樹ネットワークの形成	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、鳥や虫などの生き物にとって移動経路となる重要な空間であるほか、連続的な空間として景観的な重要性も高く、さらに延焼防止の機能を有しています。また、住宅都市である本市にとっては重要なみどりのネットワークとなっています。既存の街路樹網ネットワークを維持するとともに、都市計画道路を中心に新たなネットワークの形成を進めていきます。☒	東京都に対し、早期事業化の要請を継続する。	東京都が施行する優先整備路線について、東京都に対し、早期事業化を要請した。	A	都市計画課	東京都に対し、早期事業化の要請を継続する。
	—				令和 6 年度に引き続き適切に剪定する等、街路樹の維持管理に努める。	人や車両の交通において街路樹が支障とならないようにかつ街路樹が枯れる等しないように適切な維持管理を実施した。	A	道路課	令和 7 年度に引き続き適切に剪定する等、街路樹の維持管理に努める。	
17	—			民有地のみどりのネットワーク形成支援	みどりのネットワークとして、街路樹のほか、民有地の生垣なども連続性をもった重要なネットワークとなります。特に住宅街においては、個人宅の小さな樹木・植栽に関しても、貴重な連続的なみどりとして景観や環境面での効果が高いと考えられ、生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等に対する支援を継続します。	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上を図る。	市報、SNS、HP等での市民全般への周知を行い、西東京市緑と花の沿道緑化推進事業に12件の相談があった。しかし現行の要綱では条件を満たすことが難しく、補助金の交付は0件であった。制度の活用件数の向上を目的として令和7年度の要綱改正を図った。	B	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する。また、令和 8 年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和 8 年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定である。
				公共施設におけるみどりの創出						
18	—			新たな公園・緑地の整備	公園空白地区については、みどり基金等の活用を図りながら、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地の買取りにあわせた用地取得等により、公園整備を検討します。特に保育施設周辺における公園空白地区の解消につながる場合には、優先的に公園の配置を検討します。また、駅拠点のまちづくりの検討にあたっては、新たなみどりの創出を検討します。	駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出を検討する。	駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出の検討を行った。	A	都市計画課	駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出を検討する。
	19.10%					引き続き公園空白地区の解消に資する土地があった際は用地取得を検討する。	引き続き公園空白地区の解消に資する土地があった際は用地取得を検討した。	A	みどり公園課	引き続き公園空白地区の解消に資する土地があった際は用地取得を検討する。
	—					引き続き協議があれば緑の創出について検討する。	都市計画課と情報を共有し、今後の計画の進捗により協議や検討を実施することを確認した。	A	道路課	引き続き協議があれば緑の創出について検討する。
19	—			学校の芝生の維持管理	本市では、一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生の整備が行われています。しかしながら、養生期間は利用できないことや雑草除去についての課題があり、それらの課題について学校や地域などと協力・連携を図りながら、これらの芝生化された空間を維持します。	引き続き芝生の適正な維持管理に努める。	引き続き業務委託により芝生の育成状況の点検、播種や更新作業といった定期的な維持管理に取り組むとともに、学校や地域などの協力を得ながら芝刈りや除草といった日常的な作業を行った。	A	学務課	事業者による芝生状態点検や、年 1 回のエアレーション等を実施するほか、PTAや校庭を使用する団体に芝刈りに参加していただくなど、学校や地域などと連携を図りながら芝生の適正な維持管理に努める。

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度 の取組 予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度 の取組 状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度 の取組 予定（R8.4.1時点）
20	—			公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進	建築物の壁面緑化や屋上緑化は、ヒートアイランド現象への対策として夏季の建物の冷却効果が期待され、冷房機器の省エネルギー化にもつながります。本市では、エコプラザ西東京で屋上緑化を実施しているほか、琉球あさがおなど緑のカーテンを毎年育成するなど、今後もこうした公共施設における壁面緑化・屋上緑化の取組を推進します。	エコプラザ西東京の屋上緑化を継続するほか、琉球あさがおの緑のカーテンの育成を行う。	エコプラザ西東京で屋上緑化を設置しているほか、琉球あさがおの緑のカーテンの育成を行った。	A	環境政策課	エコプラザ西東京の屋上緑化を継続するほか、琉球あさがおの緑のカーテンの育成を行う。
	—					保谷こもれびホール及びコール田無において、屋上緑化の取組を引き続き継続する。	保谷こもれびホール及びコール田無において、屋上緑化の取組を継続して行った。	A	文化振興課	保谷こもれびホール及びコール田無において、屋上緑化の取組を引き続き継続する。
	—					引き続き、児童館において、緑のカーテン等の壁面緑化の取組を推進する。	一部の児童館において、緑のカーテンを実施し、壁面緑化の取組を行った。	A	児童青少年課	緑のカーテン等の壁面緑化の設置について各児童館長へ依頼し、児童館における壁面緑化等の推進に努める。
	—					スポーツ施設における壁面緑化等の推進に努める	緑のカーテンの設置について、指定管理者と協議を行った。 令和7年度は総合体育館ときらっとで窓からの日差しによる室内気温の上昇を抑えるために緑のカーテンの取組に取り組んだ。	A	スポーツ振興課	スポーツ施設において、夏場に室内（事務所等）の温度を少しでも上昇しないようにするため、緑のカーテン設置に努める。
	—					今後も継続的に壁面緑化等維持管理に努める。	庁舎壁面緑化等（屋上緑化）維持管理に努めた。	A	総務課	今後も継続的に壁面緑化等維持管理に努める。
	—					実施園数の増加を図る。	公立保育園3園において、朝顔やキュウリなどの緑のカーテンの育成を行った。	A	幼児教育・保育課	各保育園と連携しながら、年間1園程度の実施園数の増加を図る。
	—					屋上緑化の取組を継続する。	屋上緑化の取組を継続して実施した。	A	子ども若者応援課	住吉会館において、屋上緑化の取組を継続する。
							民有地におけるみどりの創出			
21	緑被率24.3％ みどり率25.5％			開発指導における緑化推進	西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づく、開発事業における公共施設等の整備基準により、民間開発時における緑化やみどり基金への金銭納付を促進します。西東京市みどりの保護と育成に関する条例により、一定の範囲で緑地の設置を努力義務として促進します。また、工場立地法に基づき、必要な緑化を誘導します。	引き続き、開発協議の際は、貴重なみどりを確保するため適正な緑化指導を努める。	全37件の開発協議（うち緑化24件、金銭納付11件、廃止2件）を行いみどりを確保するための緑化指導を行った。	A	みどり公園課	引き続き、開発協議の際は、貴重なみどりを確保するため適正な緑化指導を努める。
22	—			都市計画による良好なみどりの景観創出	良好な景観形成や緑地の保全・創出を図るために都市計画と連動します。都市計画マスタープランの施策と連携するほか、地区計画の指定により、地域特性に応じたあり方を検討・推進します。 【本市の地区計画（令和5（2023）年時点）】 ●泉小学校跡地周辺地区地区計画 ●向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画 ●ひばりヶ丘駅南口地区地区計画 ●ひばりが丘地区（ひばりが丘団地地区）地区計画 ●ひばりヶ丘駅北口地区地区計画 ●ひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画 ●調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 ●練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画 ●新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画 ●東大生態調和農学機構周辺地区地区計画	各地区計画の地区整備計画に基づき、緑地等の設置を指導する。	各地区計画の地区整備計画に基づき、緑地等の設置を指導した。	A	都市計画課	各地区計画の地区整備計画に基づき、緑地等の設置を指導する。
	緑被率24.3％ みどり率25.5％					引き続き、都市計画マスタープランやひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画と連携した対応として、公園整備に向けて事業認可の取得及び実施設計を実施する。また、令和8年度以降の整備工事に向けて補助金メニューの検討や工程等の検討を行う。	（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備に向けて事業認可の取得及び実施設計を実施した。	A	みどり公園課	（仮称）ひばりが丘北公園の実施設計については令和7年度での完了した。今後、地区計画等が策定される場合は地域特性に応じたあり方の検討をする。
23	—			緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上を図る。	市報、SNS、HP等での市民全般への周知を行い、西東京市緑と花の沿道緑化推進事業に12件の相談があった。うち1件が塀の撤去を伴う緑化についての相談であったものの、申請者都合により実際の申請には至らなかった。現行の要綱では条件を満たすことが難しく、補助金の交付は0件であった。制度の活用件数の向上を目的として令和7年度の要綱改正を図った。	B	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する。また、令和8年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定である。

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度 の取組 予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度 の取組 状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度 の取組 予定（R8.4.1時点）
			防災力を高めるためのみどりの創出							
24	—		グリーンインフラの整備促進	市内には浸水予想区域に掛かる地域があり、こうした地域の被害抑制のため、自然の持つ力を活かすグリーンインフラとして、地形的な要素を踏まえて、適切な場所で緑地を保全・創出していく必要があります。具体的には、豪雨時に、浸水が想定される、石神井川や白子川（暗渠）、新川（暗渠）の周辺において、保水機能がある農地を保全します。また、その外縁の台地上では、河川や下水施設への雨水の急激な流入を緩和するため、雨水の土壌への浸透を助ける樹林地や農地を保全します。また、人工地盤の多い、幹線道路沿いや新たな開発地においては、緑地の創出だけではなく、雨水浸透施設の設置を合わせて促進することで、流入を最小限におさえます。	引き続き、農業委員会の協力のもと、農地の適正な管理に努める。 また、農業者開設の市民農園・農業体験農園の支援を行う。	農業委員会の協力のもと、農地利用状況調査を2度開催し、利用状況の把握及び指導等を行った。また、農地活用方法の一つとして、農業者開設の市民農園・農業体験農園の支援を実施した。	A	産業振興課	引き続き、農業委員会の協力のもと、農地の適正な管理に努める。 また、市民農園や農業体験農園開設の相談の受付や、募集の際の広報を行うなど農業者開設の市民農園・農業体験農園の支援を行う。	
	—	人にやさしいまちづくり条例に基づき、緑地等の整備を指導する。			人にやさしいまちづくり条例に基づき、緑地等の整備を指導した。	A	都市計画課	人にやさしいまちづくり条例に基づき、緑地等の整備を指導する。		
	—	雨水浸透施設設置に対する助成事業の推進			助成件数：3件	A	下水道課	「雨水浸透施設等」設「雨水浸透施設等」設置費用の一部助成について、HP、市報、チラシ設置等で広く市民へ周知するなど助成事業を推進する。 また、令和8年度より助成上限額を増額している。 置費用の一部助成について、HP、市報、チラシ設置等で広く市民へ周知するなど助成事業を推進する。		
	—	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上を図る。			市報、SNS、HP等での市民全般への周知を行い、西東京市緑と花の沿道緑化推進事業に12件の相談があった。うち3件が浸水予想地域に掛かる地域であったが、現行の要綱では条件を満たすことが難しく、補助金の交付は0件であった。このことから、令和7年度の要綱改正を図った。	B	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する。また、令和8年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定である。		
25	—		公園の防災拠点としての機能強化	地域の防災設備の配置状況を踏まえながら、必要に応じて、防災設備を公園に設置します。西東京いこいの森公園では、災害用トイレや防災かまどベンチ等の防災施設があるほか、泉小学校跡地につくられた泉小わくわく公園では、避難広場として、防災倉庫、災害用トイレ、防災パーゴラ、震災用井戸などを設け、災害に備えています。このように公園における防災機能の強化を展開します。	公園に設置している災害用トイレやかまどベンチ、災害用井戸等の防災設備が発災時に使用できるよう、平時から訓練やメンテナンスを行う。	西東京レスキューバードや小金井公園サービスセンターと連携し、合同防災訓練イベントを実施した。実施内容としてはマンホールトイレの組立、かまどベンチを使用した非常時調理等を行った。 さらに、公園指定管理者と合同で、泉小わくわく公園及び谷戸せせらぎ公園において防災イベントを実施した。泉小わくわく公園では、マンホールトイレの組立等を行い、防災意識の向上を図った。谷戸せせらぎ公園では、携帯トイレの使用方法的説明やアルファ米の炊き出しを行い、防災意識の向上を図った。災害用井戸については、年1回実施している水質調査を行った。	A	危機管理課	引き続き、公園に設置している災害用トイレやかまどベンチ、災害用井戸等の防災設備が発災時に使用できるよう、平時から訓練やメンテナンスを行う。 主催する防災訓練については、実働形式とイベント形式で行うほか、各団体等から防災訓練への協力依頼があった際には、訓練補助等を行う。 また、公園が新たに整備される際、防災的な視点での助言を行う。	
	—	引き続き、市民意見を踏まえた防災施設の整備を含めた公園計画案について実施設計において防災施設について検討する。			（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の実施設計において、災害用トイレ、防災倉庫、防災かまどベンチなどの防災機能を有する公園の設計を行うことができた。	A	みどり公園課	令和7年度の実施設計に基づいて公園整備を実施する。		
			環境や生態系等に配慮したみどりの創出							
26	—		武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の再生	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園づくりを進めます。特に西原自然公園は西原自然公園植生管理計画に基づき、武蔵野の自然の再生を図っている代表的な公園であり、コナラやクヌギなどについて、萌芽更新が進められています。生物多様性については、西原自然公園における現状の環境を維持するとともに、公園・樹林地・農地・水辺の保全事業と連携を図ることで、生物多様性をより豊かにすることを目指します。また、自然の起伏を活かした小道の整備、森林浴をすることができる貴重なレクリエーション空間（フィールドミュージアム）を形成することを目標に公園づくりを進めます。	ボランティア団体で新規に樹木伐採に参加する方がいる場合には、講習会を実施する。	ボランティア団体で新規に樹木伐採に参加する方がいないため、講習会を実施しなかったが、西原自然公園植生管理計画に基づき、ボラティア団体と一緒に萌芽更新を行った。	A	みどり公園課	ボランティア団体で新規に樹木伐採に参加する方がいる場合には、講習会を実施する。また、西原自然公園植生管理計画に基づき、ボランピア団体と一緒に萌芽更新を行っていく。	

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度 の取組 予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度 の取組 状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度 の取組 予定（R8.4.1時点）
27	—			地域特性に応じた樹種選定	生態系に配慮した緑化の推進のため地域住民の声を聞き、周辺の環境や地域特性を踏まえ、在来種・地域性種苗等から市民に親しまれている植物まで、地域や場所の特性に合わせた多様なみどりを整備します。また、本市においては、ケヤキとハナミズキを市の木として指定していることから、街路樹・植栽や公園内の樹木植栽等の整備においては、市のシンボルとして、こうした樹種の活用も検討します。	引き続き、（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備に向けてコスト面や管理面等多角的な視点において実施設計で当該樹種の活用を検討する。	（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備に向けてコスト面や管理面等多角的な視点において実施設計で当該樹種の活用を検討した。	A	みどり公園課	公園等の整備があった場合は地域特性に応じた樹種の選定を実施する。
		みどりを活かす								
		公有地のみどりの多面的機能の活用推進								
28	—			公園の多面的機能の活用	公園はみどりとして存在しているだけでなく、地域での防災訓練などの防災・減災機能や、お祭りや健康づくりの活動、レクリエーション活動といった生活面での機能を有しています。こうした多面的な機能について活用を図ります。 また、市立公園の約 7 割が500㎡未満の小さな公園となっています。西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）に基づき、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら活用を図ります。市民がやってみたい企画（アイデア）を市民自身が実現することを支援するため、市に企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図ります。	引き続き、指定管理者区域も含め、小規模公園を活用した取り組みを実施し、市民の公園利用の促進を図る。	指定管理者の自主事業において、小規模公園の活用を図り、「ウォーキングクイズラリー」「ヘルシーウォークラリー」の取組を実施した。市で実施している小規模公園活用の企画制度への申込はなかった。	A	みどり公園課	令和 8 年度より市域全体を指定管理者区域とすることを予定しており、指定管理者等の民間活力を活用し更なる公園の多面的活用について検討・実施する。
29	—			河川空間の活用	良質な河川・水路の環境形成のための取組を河川管理者である東京都と連携して進めます。市民や学校、地域と協働での環境教育活動や生き物観察などを行うほか、白子川などの暗渠となっている河川については、健康まちづくりの取組の一環として、散策路のネットワークとして魅力向上を図ります。	引き続き、年4回「みどりの散策路事業」を実施する。また、河川等、自然に触れるコースを選択する。	「みどりの散策路事業」について、年4回中3回(うち1回は雨天により中止)実施した。そのうち第3回にて石神井川沿いを通るルートを選択し、市民が河川等の自然に触れる機会を創出した。	A	みどり公園課	引き続き「みどりの散策路事業」を実施し、河川等、自然に触れるコースを選択する。 また、参加者を増やすため、市報やHPを活用した広報を行う。
30	66件			公園の利活用活性化のための活動の促進	市民や地域主体によるパークマネジメントを推進します。本市においては先行事例として、指定管理者と連携した泉小わくわく公園地域協議会が発足し、利用者である地域住民が公園の利用ルールや今後の活用方法について検討しています。このような地域主体の公園の運用のあり方を拡げます。	引き続き泉小わくわく公園の地域主体の運用のあり方を検討するとともに、防災の周知強化を図るために防災DAYと泉小わくわくDAYの同時開催について検討を行う。	公園の防災機能の周知をより図るため、防災DAYの内容を泉小わくわくDAYにて実施（同時開催）した。また、隣接の福祉施設と連携し同日にイベント開催することで、より多くの方の参加に努めた。	A	みどり公園課	引き続き、泉小わくわく公園地域協議会において運用のあり方を検討する。また、西原自然公園では、ボランティア団体と一緒に里山フェスティバルを実施する。市民や地域主体によるパークマネジメントを推進していきます。
		民有地のみどりの活用促進								
31	—			樹林地の活用	市内には屋敷林や雑木林が点在し、武蔵野の原風景を現代まで伝える貴重なみどりの資源となっています。これらを保存・活用していくために、本市は平成24（2012）年に下保谷四丁目特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）を都市計画決定し、令和 4（2022）年には下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定し、保全と活用を図っています。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。すべての樹林地を市の所有地として保全と活用をしていくことは難しいため、民有地のままであっても地域と連携しながら保全と活用をしていく仕組みを検討します。	下保谷四丁目特別緑地保全地区については、ガイドラインや第 2 次みどりの基本計画に基づき保全・活用を実施する。樹林については、維持管理の補助金を給付するなどして減少しないよう努めていく。	下保谷四丁目特別緑地保全地区については、ガイドラインや第 2 次みどりの基本計画に基づき保全・活用を実施した。樹林については、維持管理の補助金を給付するなどして減少しないよう努めた。	A	みどり公園課	下保谷四丁目特別緑地保全地区については、ガイドラインや第 2 次みどりの基本計画に基づき保全・活用を実施する。建築物（母屋、離れ、蔵、井戸屋形）については、大規模修繕などを実施する予定。樹林については、維持管理の補助金を給付するなどして減少しないよう努めていく。
32	—			西東京市山林保全協定の継続	地域の中にある山林については所有者の合意のもと、西東京市山林保全協定を締結し、市民に無償で開放していく制度を継続します。	引き続き、西東京市山林保全協定を継続し、地域の開かれたみどりの保全に努める。	新規の協定締結数はなかったが、継続して地域の開かれたみどりの保全に努めた。	A	みどり公園課	引き続き、西東京市山林保全協定を継続し、地域の開かれたみどりの保全に努める。

目標値		No.	令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和 7 年度取組予定（R7.4.1時点）	令和 7 年度取組状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和 8 年度取組予定（R8.4.1時点）
					健康づくり・レクリエーションとしてのみどりの活用							
33	—					レクリエーションとしてのネットワークの活用	みどりの散策マップを公開し、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路づくりに努めます。「樹林」「農」「歴史」「地形」「水」などテーマに応じた散策路を設定し、多様な人々の関心を引き寄せ、誘目性を高めます。散策路上にある都立公園や狭山・境緑道（多摩湖自転車歩行者道）などは、みどりのレクリエーションのネットワークの一つとして、東京都と連携して活用を図ります。	引き続き、「みどりの散策路事業」を年4回実施する。散策路を実施するときには各コースごとに見どころやテーマを設定し、市民の方々へより一層の啓発を図る。	「みどりの散策路事業」について、年4回中3回(うち1回は雨天により中止)実施した。各コースごとに設定した「歴史」「里山」「公園」「こもれ日」などのテーマで、市民の方々の関心を引き寄せた。また、市報やHPを活用した広報を行い毎回15名以上の参加があった。	A	みどり公園課	引き続き、「みどりの散策路事業」を実施する。散策路を実施する際には各コースに見どころやテーマを設定し、市民の方々へより一層の啓発を図る。
34	—					都市農地の活用	都市農地の多面的機能の一つである、農業を通じた交流では、市民農園や農業体験農園などで、市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、農に親しみ、都市農地の価値についての理解を深める機会となっています。都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の活用により、農業者が開設する市民農園・農業体験農園の支援を行うほか、情報発信をサポートし、活用を促進します。景観としての都市農地に着目し、市の魅力発信PRの素材として活用を図ります。	引き続き、農業者開設の市民農園・体験農園について相談の実施や市民への広報を行う。	市開設の市民農園2園で利用者の募集を行い、農業者開設の市民農園・農業体験農園については市民が農に親しむ機会を増やすことができるよう、HPや市報で広報を行った。また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律等により、農地が有効活用されるよう都市農地有効活用連絡会を開催した。	A	産業振興課	引き続き、農業者開設の市民農園・体験農園について相談の実施や、市報やHPを活用し、広く市民への広報を行う。
35	—					拠点施設周辺におけるみどりを活かした景観形成	市役所庁舎など多くの人が集まる施設付近では、みどりを活かした景観形成を促進します。公共施設においては各施設管理者において創意工夫し、歩道における花壇の設置や公共施設における壁面緑化など、目に見えるみどりを、人のアクセスが多いスポットで増やすことで、みどり豊かなまちの印象を高めます。	琉球あさがおの緑のカーテンを育成すると共に、環境講座「寄せ植え」講座におけるエコプラザ西東京の植栽を行う。	エコプラザ西東京で屋上緑化を設置しているほか、琉球あさがおの緑のカーテンの育成を行った。また、エコプラザ西東京環境学習講座「庭の緑地化ガーデニング講座」を実施し、実演として市民によるエコプラザ西東京の植栽を行った。	A	環境政策課	琉球あさがおの緑のカーテンを育成すると共に、環境講座「寄せ植え」講座におけるエコプラザ西東京の植栽を行う。
	—			コール田無において、建物周辺に植えてある樹木及び花壇の維持管理を行い、引き続き施設の景観形成に努める。				コール田無の周辺の樹木等について、年2回の剪定を行い、施設の景観形成の維持に努めた。	A	文化振興課	コール田無において、建物周辺に植えてある樹木及び花壇の維持管理を行い、引き続き施設の景観形成に努める。	
	—			引き続き、児童館において、緑のカーテン等の壁面緑化の取組を推進する。				一部の児童館において、緑のカーテンを実施し、壁面緑化の取組を行った。	A	児童青少年課	緑のカーテン等の壁面緑化の設置について各児童館長へ依頼し、児童館における壁面緑化等の推進に努める。	
	—			スポーツ施設におけるみどりを活かした景観形成の推進に努める				指定管理者が管理する施設敷地内については、みどりを活かした景観形成を促進するため、東京都苗木生産供給事業を活用について周知し活用を検討したが、特に活用できる場所がなかった。令和7年度は総合体育館ときらっとで窓からの日差しによる室内気温の上昇を抑えるために緑のカーテンの取組に取り組んだ。	A	スポーツ振興課	指定管理者が管理する施設敷地内で、植木が枯れている場所があれば、東京都苗木生産供給事業を活用し、景観形成に努める。	
	—			今後も継続的に庁舎敷地内の樹木について維持管理に努め、経過観察となった老木3本については3年に1回樹木診断を実施する。				庁舎敷地内の老木3本について、経過観察を継続した。	A	総務課	今後も継続的に庁舎敷地内の樹木について維持管理に努め、経過観察となった老木3本については3年に1回樹木診断を実施する。 庁舎敷地内の樹木の剪定は、大剪定と小剪定とで隔年実施しており、令和8年度は大剪定を実施する。	
	—			外構樹木の管理を継続する。				外構樹木の管理を継続して実施した。	A	子ども若者応援課	住吉会館敷地内において、引き続き外構樹木の維持管理を継続し、景観形成に努める。	
					みどりを活かした循環型社会の構築							
36	—					せん定枝・草・落ち葉の堆肥化	本市では、平成22（2010）年度より、家庭でせん定した枝や幹、落ち葉を収集し、資源化事業を進めています。収集したせん定枝は、市外で破碎処理され、堆肥有機肥料や家畜の敷料、公園地面の被覆資材（マルチング）などで再利用されます。ごみを減らすだけでなく、資源として循環させる取組を継続します。	令和6年度と同様に資源化を行う。	収集業者への委託により、市内の造園業者へ収集したせん定枝・草・落ち葉を搬入し、資源化している。令和7年度実績は495tだった。	A	資源循環推進課	年間500tを目標に資源化を行う。

No.	目標値 令和15（2033） 年度	柱	施策	取組	内容	令和7年度 の取組予定（R7.4.1時点）	令和7年度 の取組状況（R8.3.31時点）	評価 ※	担当課	令和8年度 の取組予定（R8.4.1時点）
		みどりを伝える								
		みどりのまちづくりの活動の啓発								
37	公園管理協会員 1,400人			重点施策 ボランティア等みどりのまちづくりを支える人材の育成	市内各地の公園・緑地でボランティアが活動していますが、年々高齢化しています。行政手続の負担の軽減に努め、既存の団体の維持存続を支えつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けて、ボランティア養成講座の機会などを活用し、みどりに関する勉強会など、人材育成を図ります。	引き続き、公園ボランティア制度の広報周知に努める。また、新規にボランティア団体で樹木伐採に参加される方がいる場合には講習会を実施する。	公園ボランティア制度の広報周知について市報、SNS、市民まつりにて市民に周知を図った。 また、ボランティア団体で新規に樹木伐採に参加する方がいないため、講習会を実施しなかった。	A	みどり公園課	引き続き、市報やHP等を活用し、公園ボランティア制度の広報周知に努める。また、新規にボランティア団体で樹木伐採に参加される方がいる場合には講習会を実施する。
38	—			学校教育等との連携による啓発	みどりに親しみ、みどりのことを考えるきっかけをつくる教育を学校のプログラムの中で展開します。例えば、年間指導計画に位置づけて、農業体験活動を実施したり、市内農産物の学校給食での活用を図ります。また、学校施設における緑のカーテンプロジェクトの実施、石神井川付近の学校では水質や生き物調査などを行ったり、農地が近い学校では農作業体験を行ったりするなどの取組を検討・実施します。	引き続き、市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農産物生産者に納品可能量を調査する。また、地場産農産物生産者との意見交換会を行い、栄養士と生産者それぞれの意見を今後に活用する。	市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農産物生産者に納品可能量を調査を行った。また、地場産農産物生産者との意見交換会では、地場産野菜を使用した給食試食会を行った。	A	学務課	市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農産物生産者に納品可能月、可能量を調査する。また、地場産農産物生産者との意見交換会を毎年行い、栄養士と生産者それぞれの意見を今後に活用する。
	—					総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などを通して引き続き身近な環境について考える学習を行う。	総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などの時間の中で、身近な環境問題等について考える学習を行うことができた。	A	教育指導課	総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などを通して引き続き身近な環境について考える学習を行う。
39	—			研究機関との連携による啓発	市内には東大農場や武蔵野大学があり、市内のみどりは研究者や学生の調査フィールドとなっています。これらの研究成果を活かす機会をつくり、市民に共有・還元していく仕組みをつくることで、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図ります。	下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドラインに基づいて特別緑地保全地区のイベント時には大学等の研究機関と連携を図り市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図る。	下保谷四丁目特別緑地保全地区の年4回の季節イベント時に大学等の研究機関や企業と連携を図ることによって、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図った。	A	みどり公園課	下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドラインに基づいて特別緑地保全地区のイベント時には大学等の研究機関と連携を図り市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図る。
40	—			みどりのまちづくりを啓発する企画・イベントの実施	みどりのまちづくりを啓発するため、各種企画やイベントを実施します。にしとうきょう環境アワードでの取組の表彰や、農産物等販売会（マルシェ）などで都市農産物のPRなどに取り組みます。また、親子参加型のイベントを実施し、中長期を見据えて若い関心層の育成を図ります。	引き続き、エコプラザ西東京環境講座において、みどりのまちづくりを啓発する講座（「庭の緑地ガーデニング講座（年2回）」「緑のカーテンを育てよう！」）を実施すると共ににしとうきょう環境アワードにおいて緑の保全・緑化の推進を行った団体を表彰する。	エコプラザ西東京環境講座において、「庭の緑地化ガーデニング講座」「作ってみよう、ゴーヤの緑のカーテン」を実施した。また、にしとうきょう環境アワードにおいて緑の保全・緑化の推進を実施した団体を表彰した。	A	環境政策課	引き続き、エコプラザ西東京環境講座において、みどりのまちづくりを啓発する講座を実施するとともに、にしとうきょう環境アワードにおいて緑の保全・緑化の推進を行った団体を表彰する。
						引き続き、公共施設を利用した農産物販売会（マルシェ）を実施する。また、市民・児童が参加する農体験事業を実施する。	公共施設を利用した農産物販売会の実施と下保谷4丁目特別緑地保全地区でのマルシェを実施しました。また、「親子で収穫祭」の実施や、農のアカデミー体験実習農園での春季・秋季における幼稚園・保育園・小学校児童の農業体験を実施した。	A	産業振興課	引き続き、公共施設や市イベントと連携した農産物販売会（マルシェ）を実施する。また、市民・児童が参加する農体験事業を実施する。
		みどりのまちづくりを進める手法の周知								
41	保存樹木 900本 保存樹林 20,000㎡ 保存生垣 7,700m			市民が活用できる各種制度の発信	市民が緑化活動に参加する際に活用できる制度があります。保存樹木・保存樹林・保存生垣への申請や、生垣や花壇の造成・フェンスの緑化等の際に利用できる補助制度の普及啓発に努め、民有地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進します。	引き続き広報の充実に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図るほか、西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上を図る。	保存樹木、保存樹林、保存生垣、西東京市緑と花の沿道緑化推進事業について市報、ホームページ、SNS等を利用して周知を図ることで民有地の緑化に対する取組を推進した。	A	みどり公園課	引き続き広報の充実に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図るほか、西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の令和8年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定である。